

会 議 録

会議名	令和4年度 第5回 小金井市学童保育所運営協議会	
事務局 (担当課)	児童青少年課	
開催日時	令和4年9月27日(火) 19時00分～21時00分	
開催場所	第二庁舎6階 601会議室(一部オンライン会議)	
出席者	委員	深草委員長、田畑委員長、大澤委員、中山委員、鈴木委員、松川委員、下田委員、佐藤委員、良知委員、沢村委員、大島委員、大村委員、馬場委員
	事務局	野村学童保育係長
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 利用者アンケートについて (2) 令和5年度一斉入所申請について (3) 次年度予算要望について (4) 暑さ対策について (5) 備品購入に関する手続きの確認 (6) 保育状況の監査について (7) プロポーザルについて 3 閉会	
配布資料	なし	
議事	1 開会 委員長からの開会の挨拶、議題の紹介 2 議題 (1) 利用者アンケートについて (市) 前回の説明の通り、2問設問を追加して9/22(木)からアンケートを実施している。周知方法は、各学童からのQRコード付きの資料配布、市ホームページにおける掲載、メールシステムの活用など、様々なチャンネルを用いて回答ができるようにしている。回答期限は10/14(金)までとしている。結果に関しては運営協議会において報告予定。 (2) 令和5年度一斉入所申請について (市) 例年は11月以降の市報に掲載、11月中旬から12月中旬の間、募集をしていたが、令和5年度以降は、学童の大規模化、保育所と申請の時期が異なることによる父母の就労証明書	

の申請の負担軽減を目的として、1か月前倒しにして実施を予定している。具体的には10/1の市報に掲載、10/27から受付開始、11/15に締め切りを考えている。保育園もほぼ同様のスケジュールで募集を受け付ける。

大規模化の状況があり、来年度から育児休業の取り扱いを検討している。現行は「育児休業期間は一年間のうち、いずれかのタイミングで復帰するのであれば利用可能」であるが、提案として令和5年度より「育児休業期間中は利用ができない」に変更するのはどうか。2点目の提案として夏休み中の利用について、これまでは夏季休暇中も一年間の通年利用として学童は受け付けているが、夏季休暇中において仮に登所しない家庭があれば事前に申請してもらい、「一時退所」のような形として新たな位置づけを作っていきたい。

(市)

本来であれば大規模化に対し施設をつくるのが必要と認識している。施設に関しては関係部署と協議をしているが、すぐに対応可能な状態ではないのが現状である。

来年度の募集開始に合わせた提案として、育児休業中に関してはこれまでは継続して利用していたが、近隣の自治体では、育児休業中は一旦退所し、復帰に伴い利用している。ここ近年の7、8月の夏休み期間について、家庭保育でもよいという声が何件かあったこともあり、大規模化への対応として2点提案したという経過である。

本日提案したばかりであり、学保連で議論が必要だと認識している。学保連側の意見を聞いてとなる。この件は市全体としての方針として決定したわけではなく、あくまで提案として投げかけ、意見を募りたい。この協議会でも議論を重ね、学保連でも議論をし、整うようであれば次年度以降の募集に反映させたい。

次年度にむけてという形も考慮したうえでの提案である。

(市)

育児休業中の方が復帰した際は、入所できる体制をとり、職場復帰しても預ける先がないという事態はないように考えている。

(学)

育児休業に関しては学保連で話をする。夏休みに関して一旦退所とすることに関しての意図はなにか。育成料を減額する以外のメリットはなにか。

(市)

大規模化という問題があり、施設の確保がすぐにできないという現状がある。夏休み期間中は朝8時から延長も含め夜7時までの長時間の保育となる。コロナの影響や、在宅勤務が増えていることにより、令和3年度、4年度において登所日数が少なかった家庭が一定数あり、これらの家庭において夏休みの期間に学童利用が必要ないのであれば、利用を控えていただけるのではという考えによる。退所とするか、休所とするかの点や、期間を7月から又は8月からにするのかはまだ検討段階であるが、夏休みの間休むことによって登所人数の減少とスペース確保を目的としている。併せて登所しない間の育成料に関しては減額することを検討している。

(学)

夏休みの間利用していない家庭はどの程度の割合か。

(市)

全体1,400人のうち、約1割児童の利用が少なかった。

(学)

学童のスペースの問題ということであるが、もともと休んでいるのであれば手続き上の形態が変わるだけであり、実際の学童に通っている児童のスペースに変化はないのではないか。スペースの確保にどのように繋がるのか。

(市)

登所に関して保護者の就労が月16日で児童の登所日数が週4日となり、コロナの状況が戻るのであれば、1割であっても登所の人数を少しでも減らしたい。

(学)

状況について理解できた。なお、コロナの前の状況はどうだったのか。コロナ禍の状況しか知らないが、そのような家庭は登所を控えていたのか。

(市)

夏休み中に関しては、別途出欠予定表の提出をしている。学校があるときは、週4日を原則としていたが、夏休み中は各家庭の予定もあるので、出欠予定表を用いて把握していた。

(学)

親の休暇に合わせて休むが、それ以外は基本的に登所する形

という認識で間違っていないか。

(市)
相違ない

(学)
育児休業に関してであるが、育児休業中は預けない家庭もあると認識している。ただし、時期として次年度の募集に合わせるとのことだが、学保連で話をしてもまとまらない懸念がある。経緯を含め他の父母についての説明する期間として妥当なのか。仮に今年度に掲載するのであれば、学保連の回答は次回の協議会でよいのか。

(市)
10/27から募集を開始するため、父母会側の最終的な決定機関である学保連での承認があれば、間に合うという認識である。

(学)
10/7が事務局会議、翌週の10/14が代表者会議となる。回答の時期はいつが良いか。

(市)
翌週の10/17の回答を希望する。

(学)
現行では育児休業が終了した際は証明書類の提出はあるのか。

(市)
保護者は届出を提出している。

(学)
この案ではその提出した期間は登所ができないという認識でよいのか。例えば10月末まで育児休業中であれば、11月1日から通えるようになるということか。

(市)
その認識で問題ない。

(学)
育児休業に関する情報は、市や学童は把握する方法があるの

か。自己申告制なのか。

(市)

就労証明書に記載されている。

ただし就労証明は年度当初に提出されるため、途中から育児休業に入る場合はほぼ自己申告であるのが現状である。

(学)

育児休業、夏休み期間に関する施策は一時的なものか、恒久的なものか。今回の変更理由が大規模化への対応であれば、大規模化が解消されたら入所時の制限はもとに戻るということか。

(市)

社会情勢、父母からの提案によって柔軟に対応する。本来であれば市で場所の確保をしなければならないが、大規模化という課題に対する対応の1つの案として提示している。大規模化の解消、社会情勢の変化、近隣自治体の動向、運営協議会の提案を加味して決めていくものであるため、今回の案で決まった場合それが絶対なものになるわけではない。

(学)

毎年申請の際にどうするか協議すると予測できる。内容に関しては理解できた。

(市)

以前は祖父母がいる家庭であれば、家庭で面倒をみてもらい、入所はできないというルールがあった時期もあった。父母の就労ということもあり制度を変えて、家庭に祖父母がいる場合でも学童を利用できる形に変更した経過がある。一例として紹介する。

(学)

例えば次年度の入所申請が終わったあとに、出産した場合、申請は終わっているため預けられるということか。

(市)

まず申請がないと人数の確定ができないため、申請していただき、育児休業に入ったタイミングで登所を控えてもらうことになる。仮に4月から育児休業の場合は申請があっても当初は入所できない形となる。

(学)

先程の説明で、いつ育児休業に入るか市側が知る手段がないと理解した。その場合、育児休業の申告は個人の良心に任せる形となるため、不公平感が発生しないほうがよいのではないかと。

また、保育園は育児休業期間中でも預けられるのは、今回問題になっているスペースの問題が無いための。

(市)

保育園は、学童の毎年度の申請とは異なり、1回の申請であるため、制度上の違いがある。

(学)

理解した。不公平感が生じないようにする仕組みが必要だと感じる。前回の運営協議会でもあったが、育児休業が終了し途中から入所する形になると、父母会費をどうするか等の問題に繋がる可能性があるため、学保連側でも議論が発生すると感じる。

(市)

例えば年度として3/31まで預けることができ、4月末まで育児休業期間で5月から職場復帰する場合、4月の取り扱いをどのようにするかという点も、市側としても詰め切れてない部分があるのは正直なところである。様々な状況が発生すると感じている。

(学)

個人として3か月間育児休業を取った経緯があるが、そのような場合その期間のみ預けられないという認識でよいか。

(市)

育児休業中は預けられないことを想定している。ただし、職場復帰した場合、当初申込みし、その後申請してもらえば学童を利用できるようにする。

(学)

現段階で育児休業の家庭が預けないことによる人数の削減効果はどの程度あるか。この制度を導入することによってどの程度スペースに余裕ができるのか分かれば納得しやすい。

(市)

市側が把握している令和3年度の育児休業取得は全学童合わ

せて30人程度である。

(学)

育児休業の期間は家庭によって異なるが、その間は休所という扱いになるのか。仮に復帰の度に再度入所申請が必要なのであればかなり煩雑ではないか。

(市)

休所にするのか一時退所にするのかまだに決めていないが、他の時自体においては退所し復帰時に改めて入所するという形をとっている。手続きの部分に関しての負担軽減がどのようにできるか検討段階であるが、一度提出された書類を用いることなどを検討していきたい。

(学)

現在一時退所という制度はあるのか。

(市)

現在はない。

(学)

制度上退所しても、一時的なものとして扱い、書類を揃える負担を減らす措置があると保護者の負担が減る為良いのではないか。

(市)

一定の書類は提出してもらう形になると思うが、なるべくよい方法を検討したい。

(学)

現在の想定では、兄弟で学童にいた場合は兄弟全員が退所するという事か。

(市)

その想定である。

(学)

生まれたばかりの子どもがいる状態で、上の兄弟の面倒も同時に見なければならぬというのは、母親の負担としてかなり大きいものではないか。育児休業を取得している父親にしる、母親にしる、休業を取得していても負担がある。そのあたりのケアも考えなければならぬのではないか。このような点も踏

まえて丁寧な説明が十分ないと、納得できない家庭もできると感じる。

(市)

市内には仕事をしていなくて子育てをしている家庭の場合、上の子どもがいても下の子どもが生まれた場合、一緒に預けずに一緒に子育てをするという状況になる。可能な限り受け入れてきたが、少しでも大規模化の問題の解消のためと考えている。

(学)

子育て広場の推進など、運営協議会だけの問題ではなく、同じ負担をもつ学童に預けられない家庭も含めて、子ども子育て会議や保育問題協議会など市全体として検討する必要があると感じる。

(学)

保育園の場合は待機児童の問題があるため、一時的でも退所があれば他の家庭が入れるという制度は重要であると感じている。学童の場合は全入制であり、退所があったとしても誰かが入所できるわけではない。スペースの問題を訴えたことにより、セーフティーネットがなくなってしまうことが懸念される。預け先があるということは父母にとって安心につながるものである。子ども子育て会議においてよく議論にあがったのは「何が優先か」という点であり、「入れる」ということが第一優先である。入所することができれば、スペースの問題があったとしても多少は我慢ができる家庭が多いのではないか。スペースの問題解消のため、学童に入れなくなるということは本末転倒のような印象をうける。

(学)

現場の声を聞いてみるのはどうか。夏休みは一日保育であり、スペースの無い中の厳しい保育がどのようなものであったか現場の状況を確認したい。

(市)

どこの学童も何十人単位で人数を超えている。学校も学級の人数を減らしていく方針であり、一つの集団の適正は40人程度である中、学童は遥かに超える人数で生活している。集団が大きくなると子ども達も落ち着きがなくなったり、集団になじめない子どももおり、受け止めながら生活を送らざるを得ないため、少しでも集団の規模を小さくしたいという思いがある。

夏休みは朝から夜まで全員が来た場合は相当な状況になるが、学童によって異なるがお休みする家庭があり、規模が縮小されて子どもたちも落ち着いて過ごしている。

(市)

学童では学校の施設も利用しているが、人数の多さは変わらない。児童数が多いことで日常的にがやがやしており、それにより子どもが疲れてしまうという声が、人数が増えてから家庭から連絡がある。部屋の中にどうしても入れなくて、廊下や階段、事務室に入ってきてしまう等、少しでも静かな場所にいたいという子どもがいる。預けないと仕事ができないということは十分理解しているが、子どもたちにとって人数が多いことは辛い状況になっているということは強く感じる。

また、育児休業中の親がいる子どもの中には、親が家にいるなら休みたいという気持ちも子ども達にもある。両親が働いていると家でゆっくりする時間がない子ども達にとって、育児休業の間だけでもゆっくりと時間を過ごすというのも子ども達の面からすると良いのではと感じている。

職務的に矛盾しているとは十分認識しているが、現在の子どもの多さを考えると、本当に必要な家庭に利用できる形にしていきたい。

子育て広場に関しては、児童館やゆりかごのみならず、学童においても開放している。下のお子さんを連れて利用している家庭もある。放課後子ども教室も平日は開催されているところも多く、以前よりも解放されている場所があるため、育児休業の期間だけでもそのような場所を活用していただけるとありがたい。

(市)

今年の夏に関しては、コロナの第7波のピークであり、一部休所もあったが、8月は休所することもなく少ない体制の中乗り切ることができた。反面、非常に暑い日が続いたという問題もあった。そのようなことも踏まえ、今回夏休みの1つの案として提示した。夏休みに関してはすぐに結論が必要なことではなく、今後議論していく時間的猶予があると感じている。

学保連の議論の際には様々な意見があると認識している為、協議できるようなメモを提示する。

こちら職員から意見が上がってきた際に、育児休業となると三人目の妊娠である場合が想定され、同じような意見をだした。また、保育園は育児休業中でも預けることや他市の取り扱いの例などの要因もある。今回は次年度の募集に際し、実際の提案になったため、来年度必ずということは考えておらず、新

たな提案として今回示した。学保連の協議、結果を受けて募集の内容に反映していく。

(市)

学保連の協議の結果は副委員長を通じて行う。なお、次年度の申し込みの期間は、郵送が10/27～11/15、学童及び市へ直接受け渡しは11/7～11/15の期間を予定している。

(学)

基本的な確認であるが、育児休業の取り扱いに関しては、父母どちらかがとった場合か、両方がとった場合か。

(市)

どちら一方がとった場合である。

(3) 次年度予算要望について

(学)

各学童の予算要望発表および優先順位の確認
一部優先順位の確認がある学童があったため、9/30に再度提出で決定

なお、要望内容は【別紙】2023年度予算要望 参照

(4) 暑さ対策について

(学)

今年度は暑い日が続き、晴天時においても暑すぎて屋外で遊ぶことができなかった学童が複数あった。そのため、先ほどの議題でもあったが、天候が良くても屋内で過密な状態で生活しなければならなかった。

対処方法として、予算要望書にもあったが、日よけ用のタープの設置を次年度に向けてしていただきたい。暑い日であっても日陰なら遊べるという状況を作っていきたい。併せて、大規模化の問題も含めて、学校建て替えが優先と伺っているが。建て替えの際に学童の施設も一緒に組み込んでいただきたい。例えば施設の1階部分を学童とし、屋根のような部分で日影ができる、タープを設置できる箇所を組み込むなど検討していただきたい。学童によって建物の構造が違うと思うが、タープの設置は可能か。

(市)

日除けタープの設置方法や、風によって飛ばない措置など安全性の検討、設置する箇所の確認があると考えられる。学校の施設を利用してタープを張る場合、利用しない間は撤収する必要があるなど、現段階では難しいと考える。また、暑さ指数において日除けがあってもどこまで熱中症のリスクを避けながら遊べるのかどうかだと思ふ。

(学)

検討しなければいけない事項があることは認識したが、WBGT指数は日陰であれば下がるため、あるだけでも違うと考える。先程の室内における過密な状態は児童のストレスにつながるという話もあるため、仮に日陰で外の空気が暑かったとしても、外にでることで少しでも気分転換になるのではないか。また次年度以降も暑さはより増すと予想される為、何かしら検討は必要であり、設置が可能なのかも含めて調査していただきたい。

(市)

学童によっては公園が隣接しており、朝や夕の少しでも涼しい時間帯を見計らっては外で散歩をしている。可能な限り暑さ対策は行っているが、タープを張る効果は分からないので、少しでもスペース確保、密集の軽減の為のアイデアとして参考になった。各学童限られたスペースの中で工夫をしているが、もしかしたらタープを張っている学童もあるかもしれない。たけとんぼにおいて日光が強いため、タープを張るという案検討もしたが、風が吹いた時の対処や、タープを抑えるためのブロックが飛ぶ可能性もあったため、今年度は園芸用の遮光カーテンを室内に貼ったところ効果があった。日陰であっても暑い日もあったが、校庭の日陰で遊んでいる学童もあったため、安全面をクリアしてタープを張れるか検討していきたい。

(市)

暑さ対策、大規模化の問題も含めて検討していく。

(5) 備品購入に関する手続きの確認

(学)

以前も確認したが、市の備品を父母会が提供する場合は紙面による手続きが必要なことを認識している。老朽化した備品を交換したい場合、父母会がお金を積み立て寄贈し、それを新しい備品として登録し、老朽化した備品を帳簿から削除し更新するといったことは可能か。

(市)

備品に関しては管理するため台帳があり、老朽化した物品に関しては廃棄処分の手続きをとる。例えば、新しく備品を購入する際、旧品の引き取り込みの場合が多い。物品によって異なるが、購入と廃棄の予算を別にすれば手続き上は可能である。

市としては1万円以上の物品を備品として管理している。購入単価が1万円以上のものは備品としての手続きが必要になる。寄付の場合も手続きが必要になるため、早めに相談していただきたい。何か購入を検討しているか。

(学)

経緯としては、昨年度卒所する父母達から老朽化した机に関して寄贈したいという話があったが困難であった。そのため手続きに関する確認と、管理台帳上難しいのであれば、父母会側の積み立てによる購入が可能かということで先程の提案をした。また、新たなプロポーザルにおける修繕費に備品の更新は含まれるか。

(市)

備品に関しても修繕予算があるが、修繕が必要か、購入が必要かは物品によるところが大きい。例えば新しいものを購入した際に規格が異なると問題が生じるため、申し出はありがたいが、各学童にどのような物品を使用しているのか確認するなど、事前に相談していただきたい。

(学)

委託先における修繕は、委託先が決めるのか、市と委託先で協議の上決めるものなのか。

(市)

修繕する場合は市に報告が必要である。

(学)

確認であるが、父母の方から机や椅子を寄贈する場合、市の備品を廃棄してから寄贈することはできないということか。

(市)

物品が何であったか現状ではわからないが、使えないような状態であれば廃棄する。別途寄付の手続きをして、備品として管理しておくことは可能である。

(学)

規格などを確認し、その都度父母と学童と連絡をとってということか。

(市)

市の備品のルールや、現場の対応もあるため、連絡をとって検討していただきたい。

(学)

新規のものであれば問題はないということか。

(市)

スペースの問題もある。

(学)

確認であるが、卒所の際などに寄贈している玩具や本などの物品は、委託先が変わっても寄贈したものは変わらずあるという認識で間違いないか。

(市)

あくまで委託先は市の施設を利用して運営をしているため、その認識で問題ない。

(6) 保育状況の監査について

(学)

保育園において、人数合わせの問題やバスの死亡事故など痛ましい事故があり、保育園で監査が全国的に広がっているが、市内学童においてもプロポーザル決定の時以外に監査をしたことがあるのか、第三者機関の監査を今後実施していく予定があるか確認したい。

(市)

保育園においては3年に1回監査を実施している。監査には様々な形態があるが、第三者機関における監査は周辺では西東京市が実施しているが小金井市は実施していない。国から学童のガイドラインが令和3年12月に示されているが、周辺自治体の状況に関しては調査する。プロポーザルにおいて新たな事業者になれば、指導員による3年間定期的に監査やアンケートの結果をうけて再度委託を実施している状況である。委託先には補助金が出ているため、最終年度には実績報告をするといった内部での監査は実施している。第三者機関による監査は実施

していないのは事実である。導入に関しては学童における最低基準が示されたのも最近のことであり、学童の監査が必修であるかの調査と近隣の動向を調べて次回の協議会で示したい。

(学)

三多摩の方からは推奨という形で東京都も始まってきていると聞いている。いずれほんちょう学童も委託化されるということもあるため、状況も含めて次回の運営協議会で示していただけたらと思う。

(市)

導入がすぐにということではないが、委託においては三者懇もあり、時代の流れなどを含め、この機会を機に調査する。

(学)

監査が入る場合、その費用は市側の負担になるのか。

(市)

その認識で問題ない。保育園などで民間では補助金もでるため、そのあたりも含めて調査する。

(7) プロポーザルについて

(市) プロポーザルの第二次審査（公開プロポーザル）の日程の共有。

みなみ学童→さわらび学童の順で事業者による公開プレゼンを実施予定。

傍聴は先着で10人。学童が変わるタイミングで交代可能とし、会場からの質疑は出来ない。結果は10月下旬に事業者へ通知、正式に11月に業者決定予定。

(8) その他

(市)

学校側が35人学級に変更されることに伴い、議会の内容をうけ、学童の影響に関して次回以降の運営協議会で共有する。

3 閉会

次回の日程および内容は副委員長と調整し決定する。それでは令和4年度第5回小金井市学童保育所運営協議会を閉会する。